

吾妻地域における LINE を活用した広域情報発信事業 プロポーザル募集要領

1 業務名称

吾妻地域における LINE を活用した広域情報発信事業企画運営業務

2 業務目的

群馬県吾妻地域6町村（中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・高山村・東吾妻町）の観光情報を、LINE を活用して発信することにより、吾妻地域への集客を図る。また、地域内の観光資源をつなぎ合せたデジタルスタンプラリー（以下「ラリー」という。）を実施することで、地域内での広域周遊や長期滞在を促進し、地域を活性化させること。

3 業務内容等

別添「吾妻地域における LINE を活用した広域情報発信事業企画運営業務委託に係る仕様書」のとおり

4 予算限度額

2, 193, 950円（消費税及び地方消費税を含む。）

- ・応募に要する経費は提案者の負担とする。
- ・選定された事業者におかれては、選定された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書を提出する。

5 契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）までの間

6 応募資格

次の要件を全て満たすものとします。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- （2）破産宣告を受け復権していない者でないこと
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- （4）群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- （5）暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- （6）国税及び地方税を滞納している者でないこと
- （7）当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

- | | |
|--------------|--------------|
| （1）募集開始 | 令和7年6月2日（月） |
| （2）質問受付期限 | 令和7年6月13日（金） |
| （3）質問への回答 | 令和7年6月18日（水） |
| （4）企画提案書提出期限 | 令和7年6月20日（金） |

- (5) 審査会（プレゼン審査） 令和7年6月30日（月）
- (6) 委託予定事業者決定・通知 令和7年7月2日（水）
- (7) 契約締結 令和7年7月上旬

8 質問受付

企画提案に係る質問がある場合は、次のとおり受付けます。

- (1) 受付期間 令和7年6月13日（金）17時必着
- (2) 提出方法 質問書（様式1）を電子メールにより送信
 - ・提出先 e-mail: agagyo@pref.gunma.lg.jp
 - ・件名 「吾妻地域におけるLINEを活用した広域情報発信事業に関する質問」とする。※電話にて必ず着信確認をしてください。
- (3) 質問に対する回答について
質問内容と回答は令和7年6月18日（水）までに県ホームページに掲載する。

9 企画提案書の提出

次のとおり企画提案書を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書表紙（様式2）
 - ② 企画提案書本体（様式任意）
 - ③ 業務実施体制表（様式3）
 - ④ 業務工程表（様式任意）
 - ⑤ 費用見積書（様式任意）
 - ※宛名は、「吾妻地域広域連携事業実行委員会 会長 田村 徹」とし、各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。
 - ※見積書には、業務に要する経費の内訳を記載するか又は別表で添付することとし、提案する業務内容ごとに、内訳及び単価、数量等を明示して具体的に記載してください。
 - ※見積額が上記4の予算限度額を超えた場合は失格とします。
 - ⑥ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式4）
 - ⑦ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）
 - ⑧ 決算書（直近のもの1期分、半期決算の場合は2期分）
 - ⑨ その他資料（会社概要がわかるパンフレット等）
 - ※⑥～⑧について、群馬県の「令和6・7年度物品等契約資格者名簿」登載者は提出不要です。
- (2) 提出方法
電子メールにて提出してください。
 - ・提出先 e-mail: agagyo@pref.gunma.lg.jp
 - ・件名 「吾妻地域におけるLINEを活用した広域情報発信事業に関する企画提案」とする。※受信できるデータサイズの上限が決まっているため、1回の送信のファイルサイズを7MB以内とします。提出後は、後記の問い合わせ先に確認の電話をしてください。
- (3) 提出期限 令和7年6月20日（金）17時必着
- (4) 提出書類の取扱い

- ・提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しない。
- ・提出書類は、審査の都合上、複製を作成することがある。

(5) その他注意事項

- ・提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは、一切認めない。
- ・事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画案を無効にし、契約締結後に判明した場合には、契約を解除することがある。また、これにより委託者が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、プロポーザル参加辞退届（様式5）を提出すること。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とすること。

10 審査

提出された書類は、下記審査基準に基づき、審査会におけるプレゼンテーションを経て審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を委託の優先交渉者と決定します。

なお、応募多数の場合、審査会の前に事務局による書類選考を行う場合があります。

(1) 審査会 ※詳細については、企画提案者に別途通知します。

- ・開催日時
令和7年6月30日（月）
- ・開催場所
中之条合同庁舎会議室棟2階小会議室2
(群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町664)
※オンライン（Microsoft Teams）でも対応可能ですので、希望される場合は問い合わせ先までご相談ください。
- ・内容
①プレゼンテーション（20分以内）
②審査会構成員からの質疑（10分程度）

(2) 審査項目

- ① 企画力
 - ・独自性があるか、実現性があるか、参加意欲を刺激するものであるかどうか、参加者目線で楽しめる内容か
- ② 業務への理解
 - ・事業の趣旨、目的、仕様書への内容理解ができているかどうか
- ③ 類似業務の実績
 - ・過去の業務内容から本委託業務を遂行するに足りうる実績を有しているか
- ④ 実施体制
 - ・本委託業務を実施するにあたり、管理責任者の実務経験や業務を安定的に実施できるサポート体制等があるか
- ⑤ 積算
 - ・見積金額に妥当性があるか

⑥ 工程計画

- ・工程計画に実現性、妥当性があるか

(3) 審査結果の通知

- ・全応募者に対し書面で通知する。
- ・通知日 令和7年7月2日（水）（発送予定）

(4) 注意事項

- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
- ・審査会当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。
- ・受付期間内に提出した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に遅れた場合は、審査会への参加を認めません。

1 1 契約

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、委託者との交渉で決定します。そのため、委託契約額が見積額と同額になるとは限りません。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は委託者に帰属します。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合において、受託者の損害を補償することはいたしません。
- ・委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

1 2 その他

プロポーザルの参加に際し、主催者から参加料、謝金等の支払いはありませんので、ご承知おきください。

1 3 問い合わせ先

吾妻地域広域連携事業実行委員会

（事務局：吾妻行政県税事務所企画振興係）

（住所）〒377-0424 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町 664

（Tel）0279-75-3301

（Fax）0279-75-4602

（E-mail）agagyo@pref.gunma.lg.jp